

第六條 鍊成ハ青年特別鍊成所ニ於テ之ヲ行フ
第七條 道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受

ケシムベキ者ヲ選定シ之ヲ青年特別鍊成所ニ入所セ
シムベシ
道知事前項ノ選定ヲ爲ス爲必要アルトキハ朝鮮總督

ノ定ムル所ニ依リ本人ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
第八條 鍊成ヲ受クル義務アル者疾病其ノ他避クベカ
ラザル事故ニ因リ鍊成ヲ受クルコト能ハザルトキハ

道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受クル義
務ノ履行ヲ延期シ又ハ免除スルコトヲ得
第九條 府邑面ハ青年特別鍊成所ヲ設置スベシ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ府邑面ハ朝鮮總督ノ定
ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケ青年特別鍊成所ヲ
設置セザルコトヲ得

第一項ノ青年特別鍊成所ハ之ヲ府邑面立青年特別鍊
成所トス
第十條 私人ハ青年特別鍊成所ヲ設置スルコトヲ得

私人ノ設置スル青年特別鍊成所ハ之ヲ私立青年特別
鍊成所トス
第十一條 私立青年特別鍊成所ノ設置及廢止ハ朝鮮總

督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ認可ヲ受クベシ
第十二條 府邑面立青年特別鍊成所ノ設備及其ノ維持

ノ費用並ニ職員ノ俸給 旅費其ノ他ノ諸給與其ノ他
府邑面立青年特別鍊成所設置ニ關スル費用ハ府邑面
ノ負擔トス

第十三條 國庫ハ青年特別鍊成所ヲ設置スル者ニ對シ
補助金ヲ交付スルコトヲ得
第十四條 青年特別鍊成所ニ於テハ鍊成ヲ受クル者ヨ

リ鍊成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ徵收スルコトヲ得ズ

但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケ
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十五條 第七條第二項ノ規定ニ依リ出頭ヲ爲スベキ

者又ハ鍊成ヲ受クル義務アル者ヲ使用スル者ハ其ノ
使用ニ依リ其ノ者ガ出頭ヲ爲シ又ハ鍊成ヲ受クルコ
トヲ妨グルコトヲ得ズ

第十六條 本令ニ依ル青年特別鍊成所ニ非ラザルモノ
ハ青年特別鍊成所ト稱スルコトヲ得ズ
第十七條 本令ニ規定スルモノノ外鍊成ニ關シ必要ナ

ル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第十八條 鍊成ヲ受クル義務アル者正當ノ事由ナクシ
テ鍊成ヲ受ケザルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則
本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム
**厚生省の昭和十七年度優良多子家庭並
に母子保護事業功勞者表彰の發表**

十一月三日の佳節を下して行はるゝ優良多子家庭表
彰は本昭和十七年を以て第三回に及ぶが、今年は更に
加へて母子保護事業の功勞者をも表彰することとし、

その概況は厚生省より左の如く發表された。
優良多子家庭の調査概況及母子保護
事業功勞者表彰に關する件

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては、本月十五
日付を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられた
のであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一、二

回と同じく、五月三十一日現在に於て父母を同じう
する嫡出の子女にして滿六歳以上の者十人以上を天

災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自
ら心身共に健全に育成した望實な家庭に付之が調査
を進めたのである。

二、而して調査は直接に市區町村長が之に當り、各地
方長官の再調査と其の内に係るものに付審査した
のであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は一五〇二家庭であつて其の道
府縣別内譯は北海道の二二五を筆頭に、静岡の七一、
鹿兒島の七〇、福島の一五五、東京の五四、埼玉、
新潟、長崎の各四八及愛媛、熊本の各四五が之に尋
いで居り、少いのは高知の二、滋賀、岡山の各五、
京都の六、石川、福井の各七、鳥取の一〇家庭等
で其の順序は大體從來と同様であるが總數からすれ
ば昨年度表彰の二一四五家庭より六四三家庭少いこ
とになつてゐる。

三、而して其の内容を一瞥するに父母共に現存する家
庭は一二七三にして八割四分強に當り父のみの家庭
は六二(四分一厘)、母のみ現存する家庭は一六七(一
割一分)となつて居り子女數の最も多き家庭は一四
人で之が四家庭(北海道、東京、大阪、愛媛各一)あ
り、以下一三人が三三、一二人が一六四、一人が三
七八、一〇人が九二三となつて居り、其の家庭の主
たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業
の九分三厘、工業の八分六厘等之に次ぎ之を上中下
の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度
と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、而して母子保護事業功勞者の表彰に關しては戰時
下に於ける母子保護事業の重要性に鑑み、之が事業
の強化促進に資する目的を以て本年度初めて實施さ

れるものであつて斯事業に對する盡瘁功勞顯著なる個人(四〇人)及團體(一九)を地方長官の内中に基き調査詮議されたものであつて、優良多子家庭の表彰と同じく十五日付を以て當該地方長官に通牒が發せられた。

五、而して被表彰者に對しては厚生大臣の表彰狀及記念品(優良多子家庭の被表彰者に對しては從來同様の額縁、母子保護事業功勞者表彰被に對しては「保育奉公の牌額」日名子實三氏作)を十一月三日明治節の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙此の機會に於て各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定であるが國家百年の計は人を植うるに在りと云はれてゐる通、大東亞戰爭下我國が舉國愈、必勝の信念を堅持し、一路大東亞共榮圈の建設に邁進してゐる今日一層其の感を深うするものであつて、厚生省に於て昭和十五年度以降優良多子家庭を表彰してゐるのも、又本年度新に母子保護事業功勞者を表彰することになつたのも畢竟如上人口増強に關する一方途に資せんが爲であつて、被表彰者は勿論、國民一般に於ても倍、人口増強に關する思想の昂揚に關し一段と理解協力を深められんことを切望して止まない次第である。

勞務報國會設立要綱の決定

その總數百二十萬を越ゆる全國日傭勞務者は運輸事業に於ける荷役、諸建設事業に於ける下部勞働、在外工及び工場新設等各種の方面に服務してゐるが、今日

まで之を統制運營する國家的機關を缺ける爲に種々の弊害も生じ、例へば高賃金の爲めに常傭勞務者が日傭に流出するが如きもその一つであつたので、厚生省勞働局に於いては全國府縣別に勞務報國會を結成せしむることとし、昭和十七年九月厚生、内務兩次官連名の各地方長官宛通牒を以てその設立要綱を明示した。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞務報國會設立に關する件依命通牒

(昭和十七年九月三十日
厚生省發第九一號)

日傭勞務者は戰時下交通運輸業、土木建築業、工業又は鑛業等の基礎的勞務に従事しつゝあり斯の種勞務の運營如何は延ては國家當面の要たる軍需輸送、生産擴充の遂行にも至大の關聯を有す従つて日傭勞務者の能力を最高度に發揮せしむると共に之が勤勞の育成培養並に適正なる配置を圖るは勤勞動員完遂上喫緊の要務に有之豫て勞務供給業者の團體の結成を促し之が具現方に關し其の協力を得來りたる處今般更に一般の強化を圖る爲に政府に於て決定せる勤勞新體制確立要綱に則り勞務供給業者、日傭勞務者を使用して作業の請負を爲すを業とする者並に其の所屬及使用勞務者とを一丸とする團體を結成し之が勤勞組織の整備を圖り以て國民勤勞の充實發揚を期することと相成り今回別添「勞務報國會設立要綱」を決定候條爾今本要綱に依り實施相成所期の目的達成上遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

追て之が全國的團體としての大日本勞務報國會は概ね各道府縣勞務報國會の結成せらるゝを、俟ちて組織する豫定に付此の際取急ぎ之が結成方に付特段の御配相

成度申添候

勞務報國會設立要綱

勤勞新體制確立要綱に基き勞務供給者、日傭勞務者を使用する作業請負業者及日傭勞務者をして勞務報國會を組織せしめ勤勞能力の最高度發揮並に勞務の適正配置を圖り勤勞動員の完遂を期せんとす。

本勞務報國會は大日本産業報國會の一環たるべきものなるも其の特殊性に鑑み別個に之を組織せしめんとするものなるを以て大日本産業報國會と緊密なる聯絡を保ち提携以て産業報國會の實を擧げしむるものとす。

第一 勞務報國會の種類

勞務報國會は大日本勞務報國會、道府縣勞務報國會とすること

第二 大日本勞務報國會

一、構成員 道府縣勞務報國會

二、目的

本會は大日本産業報國會と緊密なる聯絡の下に業者(勞務供給業者)並に日傭勞務者を使用する作業請負業者を指稱す(以下同じ)並に其の所屬及使用勞務者の産業報國會運動を全國的に實施統轄し日傭勞務者の適正なる配置を圖り勤勞動員の完遂を期するを以つて目的とすること

三、事業

- (一) 産業報國會精神の昂揚に關する事項
- (二) 國民動員への協力に關する事項
- (三) 道府縣勞務報國會の指導統轄に關する事項
- (四) 勞務報國會會員の教育訓練其の他能率發揮に關する事項